

一般社団法人 カンナ・カンナ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人カンナ・カンナと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を北海道帯広市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、精神保健におけるリカバリーの概念に則って、地域の精神保健の向上と福祉の増進を目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 地域のメンタルヘルスケアの向上に関する事業
- (2) ソーシャルビジネスの概念に則ったソーシャルファーム事業
- (3) 生活困窮の状態にある方や、そのおそれのある方々への支援事業
- (4) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告によって行う。

第2章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置き、このうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1)正会員 この法人の目的に賛同し、その事業に参加するために入会した個人または団体
- (2)賛助会員 この法人の目的に賛同し、その事業を賛助するために入会した個人または団体
- (3)利用会員 この法人が行う事業に参加するために入会した個人

(入会)

第6条 正会員または賛助会員および利用会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を受けるものとする。

(会費)

第7条 正会員および利用会員は、社員総会において別に定める会費を納入するものとする。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入するものとする。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総正会員の同意があったとき

(退 会)

第9条 会員は、理事会が定める退会届を提出することによって、いつでも退会することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告するものとする。

(除 名)

第10条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、もしくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は会員としての義務に違反したときは、社員総会の特別決議によりその会員を除名することができる。

(会員名簿)

第11条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(社員総会)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

2 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(招 集)

第13条 社員総会の招集は、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各正会員に対して発する。

ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、2週間前までに発する。

(決議の方法)

第14条 社員総会の決議は、法令の別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席正会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 社員総会の決議は、委任状を含む。

(議決権)

第15条 各正会員は、各1個の議決権を有する。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役 員

(員 数)

第18条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上6名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任等)

第19条 理事及び監事は、社員総会の決議によって正会員の中から選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(任 期)

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事及び監事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(代表理事・職務権限)

第21条 当法人は、代表理事を1名置き、理事会の決議により定める。

2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員報酬)

第23条 役員の報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第24条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引についての重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2)自己又は第三者のためにする当法人の取引
- (3)当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第25条 当法人は、役員的一般法人法第111条1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

第26条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。

- (1)この法人の業務執行の決定
- (2)理事の職務の執行の監督
- (3)代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第29条 理事会の決議は、決議についての特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第30条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 顧問

第31条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者の中から理事会の承認を経て、代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、代表理事の諮問に応じ会議に出席し、意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第7章 基金

(基金の拠出)

第32条 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第33条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続きについては、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第34条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第35条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 計算

(事業年度)

第36条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第37条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
 - 3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(剰余金の分配の禁止)

第38条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

(残余財産の帰属)

第39条 当法人が解散(合併又は破産による解散を除く)したときに残存する財産は、これを社会福祉法人浦河べてるの家に帰属する。

第9章 附 則

(最初の事業年度)

第40条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から平成28年3月31日までとする。

(設立時の理事、代表理事及び監事)

第41条 当法人の設立理事及び代表理事及び監事は、次のとおりとする。

| | |
|------------|--------|
| 設立時理事兼代表理事 | 三浦 直美 |
| 設立時 理事 | 浦谷 孝義 |
| 設立時 理事 | 千葉 養子 |
| 設立時 監事 | 鈴木 香奈美 |

(設立時の社員の氏名又は名称及び住所)

第42条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

北海道帯広市以平町西3線8番地6

設立時社員 三浦 直美

北海道河東郡芽室町2条南8丁目3-1

設立時社員 浦谷 孝義

北海道帯広市西1条南28丁目4番地

設立時社員 千葉 養子

北海道帯広市西15条北2丁目1-30 ライトハウス1階5号室

設立時社員 鈴木 香奈美

北海道帯広市以平町西3線8番地6

設立時社員 三浦 潤一

(法令の準拠)

第43条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令によるものとする。

平成 27 年 8 月 12 日

以上、一般社団法人カンナ・カンナ設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

設立時社員 三浦 直美 印

設立時社員 浦谷 孝義 印

設立時社員 千葉 養子 印

設立時社員 鈴木 香奈美 印

設立時社員 三浦 潤一 印

※原本には押印をしています。